

解禁指定有り

平成28年度8月30日

中部地方整備局

高山国道事務所

**道路を安全に使用していただくための取り組み****～特殊車両の指導・取締を実施します～****1. 概要**

道路を通行する車両の大きさや重さは政令(車両制限令)で規定されており、制限を超える車両は「特殊車両」といい、道路の通行には道路管理者の許可が必要です。

高山国道事務所では、高山警察署の協力を得て、特殊車両の現地における指導・取締を以下のとおり行います。

特殊車両は、道路管理者がやむを得ないと認めた時に限り、道路の構造を守り交通の危険を防ぐため、通行に必要な条件(走行時間帯、誘導車の配置、徐行等)を付して、その通行を許可しています。

2. 実施日時及び場所

○ 実施日時: 平成28年9月6日(火) 午後2時00分から午後4時00分まで

(予備日: 平成28年9月9日(金) 午後2時から午後4時まで)

天候の状況により中止する場合があります。

たかやましくぐのちょうながとろ

○ 実施場所: 高山市久々野町長淀 国道41号 上り線(久々野計量所)

3. 資料

別 紙: 実施場所案内図・取締内容

参考資料: 特殊車両とは・重量超過車両が道路施設に与える影響等

4. 配布先

高山記者クラブ

5. 解禁

取締終了後(平成28年9月6日 午後4時00分以降)

6. 現地取材

当日の取材は可能です

7. お問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 高山国道事務所

副所長(管理)

山腰 隆信(やまこし たかのぶ)

管理第一課 課長

田中 学(たなか まなぶ)

TEL

0577-36-3823(管理第一課直通)

FAX

0577-36-3841

道路の異状を発見したら…

#9910

道路緊急ダイヤル

(通話料無料・24時間受付)



道路情報の入手に便利です。ご活用ください

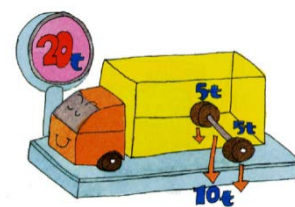
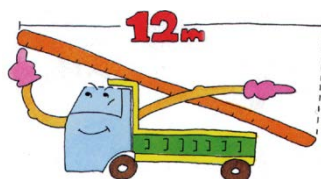
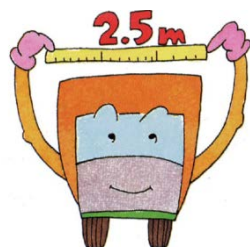
パソコン <http://www.cbr.mlit.go.jp/takayama/hidamichi/>

スマホ・携帯 <http://www.cbr.mlit.go.jp/takayama/hidamichi/mobile/>



特殊車両とは

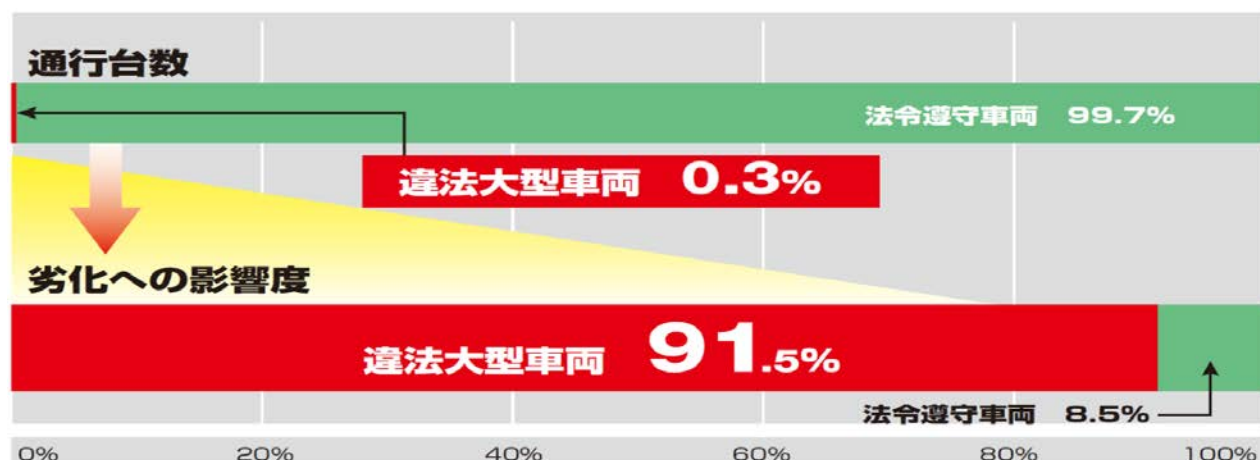
道路法（政令：車両制限令）では、橋梁、トンネル等の道路構造への影響を勘案し、車両の最高限度が定められております。道路を運行するにあたり、**一般的な制限値のどれか一つでも超えて（荷物を積載した状態を含む）**車両を通行させようとする者などは、通行する道路管理者に対し『特殊車両通行許可申請』が必要になります。その許可証がない場合は、道路を走ることはいけません。



寸法	最高限度	重量	車両制限令の最高限度
幅	2.5メートル	総重量	20.0トン
長さ	12.0メートル	軸重	10.0トン
高さ	3.8メートル	輪荷重	5.0トン

重量違反車両が道路施設に与える影響等

通行車両のうち、違法に重量制限を超過した大型車両の通行は、**僅か0.3%**ですが、違法通行車両が道路橋に与える影響は、**全体の約9割**を占めます。



※自動計測装置（全国39箇所に設置）のデータから試算

道路の異状を発見したら…
道路緊急ダイヤル **#9910**
(通話料無料・24時間受付)



道路情報の入手に便利です。ご活用ください

パソコン <http://www.cbr.mlit.go.jp/takayama/hidamichi/>
スマホ・携帯 <http://www.cbr.mlit.go.jp/takayama/hidamichi/mobile/>

